

政策的随意契約による物品の調達について（契約前公告）

福井県生活学習館「要覧2019」印刷について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により公告する。

平成31年4月2日

福井県生活学習館長 森近 悦治

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 福井県生活学習館「要覧2019」印刷
- (2) 物品内容 福井県生活学習館「要覧2019」 650部
- (3) 履行期間 平成31年4月19日から平成31年6月14日まで
- (4) 契約締結予定日
平成31年4月19日
- (5) 担当課および履行箇所
福井県生活学習館 生涯学習推進課
電話 0776-41-4206
福井市下六条町14-1

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

物品が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等において製作された物であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 平成31年4月18日13時
- (2) 提出先 住 所：福井市下六条町14-1
所 属：福井県生活学習館 生涯学習推進課
連絡先：0776-41-4206